

(新)

(旧)

<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、全ての国民が、<u>障害の有無にかかわらず</u>、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、<u>障害の有無によつて分け隔てられることなく</u>、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の<u>機能の障害</u>(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び<u>社会的障壁</u>により継続的に<u>日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態</u>にあるものをいう。 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で<u>障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</u>をいう。 社会的障壁とは、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもので、たとえばつぎのようなものです。 ・対応(たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・物(たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号) ・制度(たとえば、納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない・近所のともだちと一緒にの学校に行くことが認められない) ・習慣(たとえば、障害のある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障害のある人が子ども扱いされる) ・考え方(たとえば、障害のある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障害のある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障害のある人は結婚や子育てができない) 	
<p>(地域社会における共生等)</p> <p><u>第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。</u></p> <p><u>一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</u></p> <p><u>二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</u></p> <p><u>三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</u></p>	<p>(基本的理念)</p> <p>第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する</p>

<p>共生社会をつくるために、つぎのことを目指します。大事なことは、障害のある人が障害のない人と同じ人権をもって、大切な人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるようにすること ・障害のある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること ・障害のある人みんなが、手話などのことばや必要なコミュニケーション（気持ちを伝えること）の方法（点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、わかりやすいことば）を選ぶことができるようにすること。また、情報を手に入れたり、使ったりする方法を選べるようにすること 	
<p>(削除)</p>	<p>2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。</p> <p>3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>
<p>(差別の禁止)</p> <p><u>第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</u></p> <p><u>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</u></p> <p><u>3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>